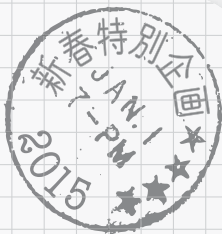


押さえておきたい 「2015年」法律・制 スケジュール&ポイ

度改正の ント

日本総合研究所 調査部
上席主任研究員
藤田哲雄



2015年～16年には、金融業務に影響を与える様々な法律・制度改正が予定されている。本稿では、主要な改正項目を時系列で整理したうえで、特に押さえておきたい項目をピックアップして解説する。

2016年			2015年		
10月1日	● 短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和	非正規労働者にも社会保険を適用	4月頃 解説	改正会社法の施行(予定)	監査等委員会設置会社制度の創設、社外取締役・社外監査役の要件の見直し、など
7月1日	● 国民年金の納付猶予制度の対象者が拡大	対象が30歳未満から50歳未満に	4月1日	● 「企業結合に関する会計基準」の改正が、強制適用に	国際会計基準(IFRS)との差異を調整
1月1日	● 所得税の給与所得控除の上限縮小 ● マイナンバーの利用開始(予定)	上限額が245万円から230万円に 関連分野で金融機関等も取扱いが必要に	1月1日 解説	● 相続税・贈与税の改正 ● 所得税の最高税率引上げ ● NISAの取扱変更	相続税・贈与税の最高税率が55%へ引上げ、相続税の基礎控除額が60%に縮小、など 40%から45%にアップ 口座開設機関を1年単位で変更可能に 2016年1月1日以後償還のものが対象 適正・公平課税目的から海外への証券移管を捕捉
12月31日	● 「教育資金の一括贈与の特例」の拠出可能期間が終了	祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合に1500万円までが贈与税非課税になる制度が終了			
10月頃 解説	● マイナンバーの通知開始(予定)	社会保障、税、災害対策分野の行政手続きに必要な個人の固有番号を通知			
10月1日	● 消費税率増税、先送りに ● 厚生年金と共済年金が統合 ● 年金生活者支援給付金、支給開始 ● 公的年金の受給資格期間が短縮 ● 国民年金の未納保険料が納付できるように	8%から10%への引上げを、2017年4月に1年半先送り(景気条項は撤廃) 厚生年金に二元化 所得額が基準を下回る老齢基礎年金受給者に支給 現行の25年から10年に短縮 過去5年間の保険料が納付可能に			

PART 1

年初から重要事項が目白押し！

主要な改正内容を 時系列で理解しよう



※消費税率増税先送りに伴い、2017年4月に延期の見込み